

## 平成 28 年度 愛媛県行政書士会松山支部定時総会議事録

日 時：平成 28 年 5 月 13 日（金）午後 2 時 30 分から午後 5 時 00 まで  
場 所：ホテル JAL シティ松山  
支部会員総数：270 名  
出席者数：136 名（当日出席者 48 名、有効な議決権行使書提出者 88 名）  
（無効な議決権行使書 6 通）

### 議 事

#### 【司会者：田之内理事（以下、司会者）】

皆さん、今日は。

本日はご多忙の中、平成 28 年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会へのご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日の司会と務めさせていただきます理事の田之内貴志でございます。何分、不慣れなことゆえ至らぬ点もあろうかと思いますが、皆様方のご協力を得て本日の会議が円滑に進行できますよう努めてまいりますので、ご支援のほどよろしく願いいたします。

なお、携帯電話につきましては、電源をお切りになるかマナーモードに設定して、会場内での通話をご遠慮願えればと思います。また、懇親会に出席されないでお帰りになる場合には、名札を受付けまでご返却ください。

本日の予定は、午後 5 時まで審議、午後 5 時半から懇親会の予定となっております。加えまして、定時総会の議案書について訂正がございます。お配りした正誤表にてご確認ください。

それでは、最初に開会の言葉を岡田副支部長お願いいたします。

#### 【岡田副支部長】

それでは、ただ今より平成 28 年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会を始めさせていただきます。

#### 【司会者】

続きまして、物故会員に対して黙祷を捧げます。西川理事よろしく申し上げます。

#### 【西川理事】

平成 27 年 10 月 30 日に土居喜史会員がご逝去されました。これから黙祷を捧げます。皆さんご起立をお願いします。

土居喜史会員のご冥福をお祈りして、黙祷。

— 一同黙祷 —

#### 【西川理事】

お直りください。ご着席ください。

#### 【司会者】

それでは、支部長よりご挨拶を申し上げます。支部長よろしく申し上げます。

#### 【久保支部長（以下、支部長）】

皆様今日は、支部長の久保です。本日はご多忙にもかかわらず平成 28 年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会にご出席いただき、ありがとうございます。

ご挨拶の前に、先月から発生している熊本県・大分県での地震で多くの方が被災されました。皆様の中にも、ご親戚やお知り合いがいらっしゃるかと思います。それで、私たちが微力ですが、何かできることはないかと考えまして、入口のところに募金箱を設置させていただきました。皆様のご協力をよろ

しくお願いします。この募金でいただいたお金は、赤十字を通じてお送りさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

次に、この議案書には 28 年度なので記載されませんが、先月 4 月 13 日に堀川正彦会員、5 月 2 日に重松憲次会員が相次いでご逝去されました。このお二人は松山支部長経験者、それから松山支部監事経験者であり、日頃から支部活動にご尽力いただいた方です。皆様にお知らせしてお二人のご冥福を心よりお祈り申し上げたいと思います。

さて、昨年 5 月から私たち新執行部として松山支部の事業を運営させていただき、1 年が経過しました。私も支部長として不慣れではございますが、行政書士の業務の内容を一般の方だけではなく、窓口の担当者にも広く認知していただくための広報活動に力を注ぎ、松山支部の会員の皆様のためになることは何かを模索してまいりました。2 年目の事業をスタートさせるに当たっては、執行部だけの力では限りがありますので、広く皆様のご意見をうかがいながら、松山支部の中心部・中予という地域性に合った事業を目指していきたいと思っていますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。

— 一同拍手 —

**【司会者】**

本日、愛媛県行政書士会会長矢野浩司様にご臨席いただきます予定でしたが、日本行政書士会連合会の常任理事会にご出席のため、代理して愛媛県行政書士会副会長山本大樹様にご挨拶を頂戴したいと思います。山本様よろしくお願いします。

**【山本副会長】**

皆様今日は。本来であれば、会長がここに来てご挨拶する予定でございましたが、本日、先ほどご説明のありましたとおり、日行連のため本人の出席ができないということで、私がかわりにご挨拶させていただきます。

私も昨年まで松山支部の支部長という立場でこちらの方から皆さんの方にいろいろお願いをしたり、謝ったりということがございましたが、今年はリラックスしてこちらの方でゆっくりと見れるかなと思っていましたが、こういう挨拶はいくらやっても慣れないもので、すごく緊張しております。松山支部の皆さんには、本会の方でもいろいろとご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。心よりお礼を申し上げます。

さて、昨年初めて特定行政書士が全国で誕生しまして、愛媛県でも 22 名の特定行政書士の方が誕生して、また新たな行政書士の活動という場面をこれから期待するところではございますが、その中でも特に松山支部の皆さんには今後どんどん特定行政書士が増えていくことを期待しております。奇しくも、今ちょうど 5 月の頭から今年度の特定行政書士の研修の申込みも始まっております。私も今年は受けるつもりでおりますので、皆さんもどうぞよろしくお願いいたします。

私も総会を今年初めて会長の代理として出席させていただきました。先月は四国中央市で、昨日は八幡浜市の方で総会の方に出席させていただいたんですが、松山支部に比べると少々刺激が足りないかなという感じなので、本日はまた皆様の活発なご議論を楽しみにしております。それでは、簡単ではございますが、皆様のますますのご発展、ご多幸と松山支部のさらなる発展をご祈念させていただきまして、簡単ではございますがご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 一同拍手 —

**【司会者】**

続きまして、新入会員のご紹介に移ります。永易理事、よろしくお願いいたします。

**【永易理事】**

それでは、平成 27 年度松山支部新規登録者をご紹介します。

－ 議案書 47 ページ 順次読み上げ －

本日まで出席いただいております中村岳義会員から一言ご挨拶をお願いいたします。

－ 中村岳義会員挨拶 －

【司会者】

皆様、もう一度今後のご活躍を祈念して盛大な拍手をお願いします。

－ 一同拍手 －

【司会者】

それでは、愛媛県行政書士会松山支部規則第 13 条第 1 項及び第 2 項により、「支部総会は支部個人会員をもって構成し、支部個人会員の 3 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。この場合において、議決権を行使した支部個人会員は出席したものとみなす。」とあります。

本日現在、議決権を有する支部個人会員総数は 270 名であり、会議の定足数は 90 名以上であります。本日、14 時 30 分現在の出席会員数は 48 名です。

議決権行使書を提出した会員数は 94 名で、有効な議決権行使書が 88 通、無効な議決権行使書が 6 通です。無効な議決権行使書の内訳を申し上げます。

- ・賛否の記載があるも署名押印がないもの 1 通
- ・署名・賛否の記載はあるが、押印がないもの 4 通
- ・議決権行使書の欄に記載がないもの 1 通

なお、各議案賛否数につきましては、それぞれの議事の中でお知らせします。

したがって、出席者と出席とみなされる議決権行使書の提出者を合わせた出席個人会員総数は 136 名であり、定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立していることをここにご報告いたします。

続きまして、議長の選任に移ります。総会の議長は、支部規則第 19 条第 1 項により、「支部総会において選任する」とあります。

議長の選任方法について、いかが取り計らいましょうか。

－ 会場より司会者一任との発声 －

出席会員より、「司会者一任」とのご提案をいただきましたが、ご異議ございませんか。

－ 一同拍手 －

それでは、司会より「田村雄二会員」を議長候補として提案させていただきます。ご異議ございませんか。拍手をもってご承認いただけますでしょうか。

－ 一同拍手 －

拍手多数をもって、田村会員を議長に選任いたしました。それでは田村会員、議長席にご登壇ください。

これより、議事進行を議長をお願いいたします。

【議長 田村会員（以下、議長）】

ただ今議長に選任されました田村でございます。私が議長に選任されましたけれども、私より本当に

適任な方が多数いらっしゃるかと存じております。しかしながら、あえてお願いしたいということでございましたので、お受けすることといたしました。

今総会は、平成 28 年度の松山支部の指針並びに活動を大きく左右する重大な総会でございます。議長として改めて皆様をお願いしたいことがございます。この総会に関して発展的なご意見、そして真摯なご意見をご議論いただきまして、この総会が有意義な総会で終わりますようにどうぞご協力よろしくお願い申し上げます。

それでは、座らせていただきます。

ご案内のとおり、支部総会の式次第に基づきましてご説明申し上げますと、本総会には第 1 号から第 8 号議案までの議案がございます。まず、この中でお知らせしたいことが第 3 議案でございます。これについては、特別議決になっておりますので、この審議の段階で議場封鎖させていただきます。まず最初に、第 1 号議案・第 2 号議案を先に審議させていただきます。その後に第 3 号議案・第 4 号議案という形で審議させていただきます。第 4 号議案が終わった段階で、一旦休憩を入れたいと存じます。それから、その後第 5 号議案と第 6 号議案を一括審議、そして最終的には第 7 号議案・第 8 号議案を一括審議させていただきます。特に今回は、去年と少し入れ替わっておりますのは、平成 28 年度の方針、それから予算案、これにつきましては、予算に関わる部分が第 1 号議案から第 7 号議案までに入っておりますので、そちらの方を先に審議させていただいてから、平成 28 年度の方針並びに予算案を審議させていただくことといたしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この総会の日程は、先ほど司会者の話がありましたように午後 5 時となっておりますので、どうぞご協力よろしくお願い申し上げます。

このような状況でお進めさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

— 一同拍手 —

ありがとうございます。

審議につきましては、愛媛県松山支部総会運営規程におきまして、第 11 条第 2 項におきまして、まず議題の付議通知、それから議案の趣旨説明、そして議案に対する質疑・応答、そして採決の順番になっております。議事進行につきましては、私の方でさせていただきますが、この採決にかかりまして、特に特別議決の部分におきましては、議場封鎖して各支部の理事の方の応援をいただきまして、採決を諮っていきたく考えております。それから、署名人でございますけれども、これも支部規則第 20 条におきまして 2 名を選任するようになっております。今回は、仙波十三夫会員、それから、東悟会員をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

よろしゅうございますでしょうか。

— 会場より一同異議なし —

最後に、審議に入る前をお願いしたいのは、発言のご注意でございます。まず、挙手をしてください。それから、議長の許可を必ず得てください。それから、質問席・答弁席の前に立って、お名前を名乗った後発言をしていただくように、これだけお願い申し上げます。

それでは、早速でございますけれども、第 1 号議案・第 2 号議案から審議を始めたいと思っております。

まず、理事並びに監事さんの方からご報告をお願い申し上げます。

#### 【支部長】

支部長の久保です。

平成 27 年度事業報告でございます。前執行部の事業計画を継承しながら、具体的な内容は理事会で検討して実施してまいりました。議案書をお送りしておりますので、細かな内容についてはもうご覧いただいていると思って省略させていただきます。実施結果として、定時総会は平成 27 年度として去年の 5 月 23 日にここ同じホテル JAL シティさんで行いました。理事会については、予算計画どおり 6 回行い

ました。研修会は、執行部が替わったということで、1回だけということになりましたが、4月から開始されましたマイナンバー制度の、我々行政書士が、マイナンバー制度が始まったことによりどういうことに注意しないといけないかという観点から研修会を行いました。そして、交流会については、その後第1回交流会。それから、新入会員の研修会を本会がやってらっしゃるので、その日に合わせて新入会員さんを歓迎する意味でも、新入会員の交流会を1回行いました。

無料相談については、本会事業の松山市の無料相談会を松山市役所の本庁と、それから北条会場として、北条のコミュニティセンターで開催しました。残念ながら、松山では例年より相談に来られる人数が半分ぐらいだったので、本会の方もなぜかなど、その原因を探ってらっしゃるようです。支部が企画しております東温市、伊予市、松前町における無料相談については、ご覧のとおりで、だんだん定着してきていると感じております。

そして、支部だよりは1回発行させてもらいました。必要な内容については、メルマガでも発信させてもらったり、郵便も送らせてもらっております。

事業の具体的な内容については、先ほど申しましたマイナンバー制度についての研修を行ったり、役所との渉外活動を、行政書士の業務を認知していただくように、役所の担当者も行政書士の業務の範囲をご存知ない部分もたくさんあるので、それについて説明をさせてもらったり、それから、無料相談をやっておりますので、各東温市、伊予市、松前町、伊予市の農業委員会等の関係部署に行政書士の業務の内容についてのチラシ・パンフレットを作成して、無料相談の日程表と併せてカウンターに置いていただき、渉外活動、広告、認知を高める意味でチラシの配布をさせてもらいました。

東温市からは、今年度に入ってからですが、もうチラシが少なくなったので、増刷してくださいということで先日お届けをしたり、伊予市も農業委員会さんの方から違う支所の方にも置きたいということで、後日お届けするお約束をいただいております。そういう形でだんだん定着してきているかなとは思っております。一つ残念なのは、新入会員さんのサポート相談員制度がちょっとアピールが少ないのか、やっぱり遠慮がちになるのか、制度の利用がなかったということが、一つ残念でありました。

以上です。

**【議長】**

それでは、会計報告をお願いします。

**【宮川会計担当理事（以下、会計担当理事）】**

会計担当理事の宮川です。よろしくをお願いします。

では、会計報告いたしますので、お手元の議案書の7ページをご覧ください。

— 第2号議案読み上げ（議案書参照） —

以上で説明を終わります。

**【議長】**

以上で執行部の趣旨説明を終わりました。監査報告をやっていただきます。

**【泉監事】**

監事の泉です。監査報告をさせていただきます。私、泉竜之祐と監事の野本真由美先生の両名は、平成28年4月4日愛媛県行政書士会館3階におきまして、平成27年度の松山支部の収支及び財産状況を監査いたしました。

— 監査報告 —

以上で監査報告を終わらせていただきます。

【議長】

それでは、ここから質問を受けます。ご質問ある方は、挙手をお願いいたします。  
はい、どうぞ。

【山岡会員】

山岡です。事業計画 5 ページの受けから 3 項目の【支部からのお知らせ】のところで、メールマガジンの発行で、登録者数はだいたいどのくらいかわかりますか。

【岡田副支部長】

副支部長の岡田です。現在、メールマガジンの発行を行っている会員数は 104 名です。お願いはさせていただいているんですけど、一度登録させていただいてお断り等もありまして、それらを差し引きして、現在は 104 名となっております。

【議長】

他のご意見はございませんでしょうか。ないようですので、採決をさせていただきます。  
まず、第 1 号議案について賛成の方、挙手をお願い申し上げます。

－第 1 号議案 採決－

はい、賛成多数とみなします。

事前に議決権行使で 86 票ございまして過半数を満たしておりますので、これにつきましては、賛成多数により可決されました。

続きまして、第 2 号議案の採決をさせていただきます。

第 2 号議案に賛成の方、挙手をお願いします。

－ 第 2 号議案 採決 －

ありがとうございました。これにつきましても、賛成多数。事前に 86 票の賛成もございまして過半数を超えておりますので、可決をいたしました。以上でございます。

続きまして、第 3 号議案、第 4 号議案の付議をしたいと思っております。まず、第 3 号議案でございますが、事前に申し上げましたとおり、特別議決になっておりますので、これにつきましては、議場を封鎖いたしまして、これから先は外に出られない状態になります。まず、第 3 号議案、第 4 号議案一括して付議をいたしますけれども、執行部からの提案・説明をお願い申し上げます。

【支部長】

支部長の久保です。松山支部規則の改正についてなんですが、文言の整理がほとんどです。

まず、第 1 条についてですが、現行は「愛媛県行政書士会（以下「本会」という。）会則第 52 条の規定に基づき、愛媛県行政書士会松山支部を設立する。」とあります。松山支部の設立については、確かに規則の第 52 条に定められております。ただし、支部規則については、本会会則施行規則第 19 条の規定に基づいて、そこで支部規則を定めなさいとなっているので、文言を修正させていただきました。この方がいいんじゃないかという理事会での提案と、全員の審議でそういうふうな結論に達しました。

第 36 条についてですが、今まで本会の役員については、推薦の制度を取っておりました。それが昨年からは本会役員等候補者について選挙という形をとるようになりましたので、この現行の条文による支部の役員の選任に関する権利、これは、以前の支部長の選挙という捉え方になりますので、「本会役員等候補者選出に関する権利」という文言を入れさせてもらいました。第 1 条の以下「本会」という文言での整合性をとるために、第 36 条第 2 項ここも「愛媛県行政書士会」とわざわざ記載されているものを「本会」と整合性をとらせてもらいました。

そして、昨年の総会で皆さんからご指摘のあった役員報酬についての整備をするために、第 38 条「役員の報酬は、支部総会でこれを定める。」この文言を「支給する報酬の金額は、支部総会の議決を経て別に定める。」として、次の第 4 号議案にあります。きちんと支部役員の報酬金額を数字で定めて総会で承認を経てそれ以降それを執行する。執行するについては、予算で執行するという形を取らせてもらいました。したがって、次にもしこれから先、また改正するとき、金額を増額するなり減額するなり、改正をするときには、この規程を総会で承認を経てその後執行するという形の方が明確だろうということで、これを上程させてもらいました。以上です。

**【議長】**

はい、執行部の説明終わりました。ご意見のある方は、どうぞ。挙手をお願いします。意見がないようでしたら、採決に移りたいと思います。定足数を確認したいと思います。これにつきましては、特別議決ですから、出席人数の 3 分の 2 の賛成が必要でございます。

それでは、採決に移ります。  
賛成の方、挙手をお願いします。

－ 第 3 号議案 採決 －

どうぞ下ろしてください。

発表いたします。出席人数は、138 名です。賛成の票が 134 票ございまして、これにつきましては、承認を可決されました。以上です。

続きまして、第 4 号議案の審議に移りたいと思います。第 4 号議案の趣旨説明を執行部の方からお願いします。

**【支部長】**

支部長の久保です。先ほどの 3 号議案 支部規則の改正に基づいて、役員報酬の規程を新設させてもらいました。昨年の総会でご指摘いただいた不明確なところを表記させていただきました。今年も、昨年の予算どおりの金額ではなくて、その前の金額で役員報酬は支出させてもらいました。今年度、増額を提案させてもらってるんですけども、その理由は、今までの役員報酬額っていうのは、冒頭でお話しさせてもらった重松支部長が支部長をされていたときの役員報酬の金額をずっと支給させてもらっているものです。その当時からいくと、趣旨説明に書かせてもらってますが、無料相談を、東温市で始めましたが、伊予市、松前町を増やして、今 3 市町でやらせてもらってます。会員の皆様に募集をかけて応募していただいておりますが、その相談の報告書とか事務手続上、2 人でペアは組んでるんですが、1 人は理事をお願いさせてもらってます。それから、松山市の本会の広報部の事業のみんなの生活展、これについても当初は本会広報部だけでされていたものを、今は人員が足りないということで、松山支部の方に協力依頼が来ます。それについても、募集はさせてもらっておりますが、ほとんど皆無なので、本会に協力するためにやはり理事をお願いして、2 日間 2 人ずつ出いただくので、2 日間で分けると、合計 4 名の方に協力をお願いしているというような状況で、やはり松山は中心部、本会のお膝元なので、なにかにつけて松山支部に協力依頼があるということなんですが、それについては、本会からは日当・旅費は出るからいいじゃないかというご意見もあるかとは思いますが、かなり理事の負担が大きい。私が一番感じているのは、理事さん、年間現在 2 万円です。これは、非常に負担が大きいということで、一番改正をしないといけないだろうと思ってたのは、理事の 1 万円アップでございます。それに伴って、やはり支部長、副支部長も負担が大きくなっているのは確かなので、この金額で提案をさせてもらいました。以上です。

**【議長】**

執行部の提案が終わりました。ご意見のある方、挙手をどうぞ。

【山岡会員】

山岡です。26 ページの案なんですけれども、ここで月額というのをわざわざ記載されているのは、何か意味があるんでしょうか。そのあたり説明いただけたらと思います。

【支部長】

支部長の久保です。これをわざわざ記載する必要はないかと思いますが、本会に倣った部分があります。本会では、こんな風書いてあるというのもあって、月額にしてこのくらいなんですよと分かりやすいというのがあります。ただ、私たちは最低賃金や時間給がいくらとか、そういうことで換算できるものではないので、こういうふうを書く必要もないかもしれませんが、わかりやすいがために書かせてもらいました。

【議長】

ほかにございませんでしょうか。

【山岡】

そのあたりで、意味がないのであれば、もう削った方がいいんじゃないかと思えますね。というのが、変に誤解をね、先ほどの話にありましたように、重松氏や堀川氏のように役員をされてる方が年度途中で亡くなられたときに、じゃあ月割で出すの、というふうな新たな疑問が発生したりとか、役員報酬で賃金じゃありませんのでね。日割り計算とか月割計算なんていう考え方は当てはまらないと思うのですよね。支給も通常ですと、商業法人なんかの活動をやってるところは、年度末で決算をして利益が出ればそれに見合っというふうな考え方があるでしょうが、この場合、我々の団体はそういう利益集団ではありませんので、就任して即支出しても予算案が成立すれば支出できますので、就任された役員さんに即支給できるように、支給月日を就任早々に6月ぐらいに年間分を先に支出してもいいんじゃないかと思うんですね。だから、年度末の後払いなんかいう必要も、私はあえて否定してもいいんじゃないかなと思いますので、月額なんていうのは、かえって月割計算なんかいう邪推を招き誤解を招くので、それなら削った方がいいんじゃないかと思えますが、どうでしょうか。

【支部長】

支部長の久保です。ご意見、ありがとうございます。

ただですね、今の松山支部の規則・規程で愛媛県松山支部役員報酬規程というのがあります。この役員報酬規程に、残念ながらこういうふうにしなさいというのが決められています。第6条「任期途中で死亡した場合の役員報酬については、就任した月から死亡した月までの月数に報酬額を12等分した金額を乗じた額を支給する。」これを定められているので、この月額がないと計算ができにくい。そのときに割ればいいんですが、ここに書いてあれば一目瞭然。それから、途中交代した場合もそういうことになります。まあ、途中交代はまれですけども、そういうことが想定されて報酬規程が定められているので、これに基づかないと、これが支給の根拠になりますので、これについてはそういうことです。

【議長】

第4号議案、その他ございませんでしょうか。ないようですので、採決に移ります。

この第4号議案、賛成の方挙手をお願いします。

－ 第4号議案 採決 －

賛成多数とみなしまして、可決承認をいたしました。

4号議案まで終わりましたので、ここで一旦休憩に入りたいと思います。15分後にまた議場にお戻りください。



【議長】

それでは、次に移ります。第 5 号議案 松山支部役員選任に関する規程の一部改正について。執行部から説明をお願いします。

【支部長】

支部長の久保です。松山支部役員選任に関する規程の一部改正（案）についてですが、支部長については選挙を実施しておりました。以前から、平成 27 年度に初めて郵便での投票に変えさせてもらいました。それについて、初めて実施をしまして、その結果不備な点はなかったかというところを検討させてもらい、選挙管理委員の方達からのご意見もいただき、立候補者が 1 名であったために、支部長については選挙はなかったんですけども、届いた郵便をどうするか、この後の 6 号議案も同じことなんですけど、この届いた郵便を誰がどのような扱いをするかというような質問とかも立候補者の中からも出たということもあり、規程の整備がそのあたり不明確だったので、整備をさせてもらいました。それに伴って、罰則規定も整備をさせてもらいました。抽象的な倫理規定的なところだけではなくて、明確に罰則規定も設けさせてもらいました。以上です。

【議長】

はい、これに関してご意見はございますでしょうか。

【野崎会員】

野崎と申します。29 ページの第 15 条第 3 項についてお聞きしたいと思います。現行では、「有効投票・無効投票の確定は、委員長が行う。」とありますが、改正（案）では、「有効投票又は無効投票の確定は、委員長が行う。」とあります。となれば、有効投票又は無効投票という A or B となって、どちらかしか確定はできないとの解釈になろうかと思いますが、この点の答弁をお願いします。

【支部長】

支部長の久保です。有効か無効かのどちらかしかないという意味で、「・」ではなくて言葉で「又は」にさせてもらったということです。

【議長】

よろしいですか。

【野崎会員】

はい。

【議長】

その他、ございますか。

はい、どうぞ。

【門田会員】

門田です。ちょっと教えていただきたいんですけど、第 13 条の第 2 項ですね。「立候補者（その支持者等を含む。）は、投票を依頼する目的で会員の事務所又は自宅を訪問してはならない。」これは、どういう理由でこういう項目を設けたのか、お聞かせいただいたらと思います。

【支部長】

支部長の久保です。今、おっしゃったのは、現行規定。

【門田会員】

はい、そうです。

【支部長】

現行規定なので、これを設けたというのは、これを作ったときのことですね。

【門田会員】

いや、変更点に入っていないから。

【支部長】

これは、自宅を訪問してはならない。戸別訪問というのは、私たちも実際に色々なことを耳にしますが、業務をしているときに選挙運動で戸別に自宅に何度も何度も来られるというのは、非常に、突然やってくるということをいくつか耳にしましたので、これは、やっぱりモラルとしてはするべきではないだろうと、これはこのまま残させてもらいました。

【門田会員】

門田です。この前の選挙のときに経験させていただいたことを述べさせていただきます。まず、立候補者が確定した後、全く通知が全会員に対して行われなかった。すぐに行くべきところが、全く行われなかった。そこで、立候補したということをどのように一般会員の方に知っていただくかということを考えた場合に、松山支部の役員関係の立候補者がこうなりましたよという通知が行かないから、どのように知らしめるかということは、どのように方法がありますかね。各立候補者は。まず、それが一つです。

その通知がないものであるから、仕方なしにある会員のところを訪問させていただきました。役員をされている方もおいでだと思います。そうしますと、この規定に基づいて、訪問したらいけないよという助言がありました。これは、私が経験したことです。

そうこうしている内に、他の候補者から私は立候補しましたという通知がほとんどの会員に届きました。そういう方法を私は知りませんでしたから、そういう知っていただく方法が全くありませんでした。

まずです、立候補者が確定した時に日にちが決まっていますから、例えば、2日以内に全会員に通知するとか、そういう文言があつて初めて、これは有効に成立すると思います。全く立候補者の通知が行かないままに、この条文を認めることはできません。まず、そこが原点です。

答弁、よろしくをお願いします。

【支部長】

支部長の久保です。選挙の立候補を受けたり、その立候補者の扱い、それからどういうふうな方法で立候補者が誰だということを広報するというか、会員の皆さんに周知するという作業については、選挙管理委員会の方になります。これで、選挙管理委員会の規程をきちんと整備するというか、支部長はその選挙管理委員会には入れないので、そこを周知して、確かに門田会員が言われるように昨年はその辺りが流れて来ないというのは、確かに感じました。

だけど、これは選挙管理委員会の方法を定めるものではなくて、選挙運動の活動についてのこの定めなので、そこはまた違うんじゃないかと考えております。

【門田会員】

門田です。今の答弁は非常に曖昧模糊として逃げたような答弁になっていると思います。それでしたら、選挙管理委員会の内容を決めてから、これを出すべきであると私は思います。何が先かという議論ではありません。何をまず決めてからでないと議論できないかということ、第 13 条の第 2 項ですかね。私がなぜこれが入っているんですかという質問をしたのは、そこなんです。そこを、根本的な問題をはっきりしないと、この問題は討議できないと思います。

【支部長】

支部長の久保です。支部役員選任に関する規程、この規程の中に、第 11 条に「告知は、本会事務局

に掲示するとともに、本会のホームページに掲載する方法とする。告知の内容については、別に定める。」と規定がありますので、本会事務局と、それから本会ホームページに掲載するという形はきちんと定められていると思います。

#### 【門田会員】

門田です。文言が書かれているのは、わかるんですよ。けれども、私がホームページ見たときに全然掲載されず、されるのが非常に遅かったです。言うたらですね、誰が立候補されたかというのは、その日にちで決まって、それを審査して遅くとも1日か2日で確定すると思うんですよ。その時点で普通だったら、告示するなり通知するなりするのが当たり前じゃないんですかね。そういう規定、曖昧模糊とした表現でですね、何の規制もない。いつ発送するかわからない。

この前の選挙のときに発送されたのは、むちゃくちゃ遅かったですよ。ホームページも遅かったし。結局ですね、こういう文章にしても、文言をきちんとしないとですね、わからない。

それと、FAXするなり、郵送するなり、本会のところに見に来いと、あるいは、見に行かなければわからない、メールを見なければわからない。メールしてない人はどうするんですか。そんな不公平なことをするのが、選挙のやり方ですか。私は違うと思います。

#### 【支部長】

支部長の久保です。確かに門田会員のおっしゃるとおり昨年の選挙では、皆さんに周知するのも遅かったんです。確かに私も感じました。ただ、この規定自体は、この本体自体はこのまま、これは総会に諮って承認を経たからの改正ということになるんですけど、問題は事務の取扱いなので、選挙管理委員会施行細則こちらの方に、その文言なり細かいところを記載して、そしてこういう方法にしなさいと、確かに本会の事務局に見に行きなさいというのだけでは無理があると思います。これは、理事会承認で改正できるものなので、ここで、執行部は選挙になったときに選管に意見を言うことができませんので、指示もできません。こういうふうにしてほしい、打合せはこうですよというのは、最初に支部長がしてるとは思います。後はもう選挙管理委員会、選挙管理委員長、この方たちの流れに沿って行きます。だから私たちも何回くらい選管の委員会を開いてくださいねとか、予算これくらいですよとか、その辺しか言えないというところがありますので、この今のご指摘のことは大変意味があると思いますので、選挙管理委員会の施行細則にその文言を、この総会後の第1回目の理事会、本年度でいうと第2回なんです。ここで諮りたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 【門田会員】

門田です。今日の提案を通したいという意見は、よくわかるんですよ。そちらの立場の方はね。けれども、やり方が間違ってるでしょう。まず、選挙管理委員会施行細則をきちんとしてから、これを提案すべきじゃないんですか。これを認めてもらって、第2回の理事会で選挙管理委員会施行細則を理事会で決めますというのは、本末転倒です。

私は、間違っていることをここで審議すること自体が間違いだというふうに思います。

#### 【能田会員】

能田と申します。今、議論をお聞きしてまして、門田先生の言われることもごもっともだと思います。確かに、立候補された方々のお気持ちとしては、そのとおりだと、それはあるだろうと思います。ですけど、よく考えていただきたいし、今日ご参加の皆さんに考えていただきたいのは、この現行の役員選任に関する規程第13条の戸別訪問の禁止規定は、どうして定められたのかなというのが、門田先生の最初のご質問の発端だったと思うんですが、これは執行部のご説明としては、業務上の迷惑、迷惑論ですね。確かに公職選挙法等、いろんな公的な何かの選挙の場合には、戸別訪問禁止ということが多くの場合規定されています。これは執行部が説明したように、迷惑論、これが一番です。もう一つが、買収の温床になるとかですね、明るいところでの話ではなく、細かいいろいろな密約が取り交わされる。そういう懸念があるから、公職選挙法等で戸別訪問規制規定というのが出てきている。これが実態としてあるだろうと思うんです。

それで、なぜ松山支部役員選任に関する規程の第 13 条で決められたのかということ、本来、戸別訪問は、全く信頼関係があるようなところで、危険のないところだったら、業務上迷惑だからそれ以外のところでは迷惑ないようにするんだったら、戸別訪問を解禁してもよろしいかと思えますけれど、これを決めたときには、そういうこととか、そういう危険性があるということで、戸別訪問はやっぱりだめなんだらうということで、支部の規定が作られたと思うんです。そういうことですから、そういうことじゃない限り、これはこれとして守っていただかないといけません。提案を、選挙活動に従事されている、自分自ら立候補者として活動されるような方が、不十分だと思われるのはごもっともだということは、先ほども申し上げたとおりなんです。それは、むしろ、そこをところを改正として、あるいは点検等して、今後どういうふうな形で、不満がないような形で進められるか、そこをところを執行部で検討していただいて提案していただく、そういう論議の方向性が必要なのではないかと思いますので、その根本的なところの論議というのではなくて、論議の方向というのは、そういう方向にもっていかないといけないといけないんじゃないかと、そういうふうに思います。よろしくをお願いします。

**【議長】**

ご意見ございますか。ないようでしたら、採決に移りたいと思います。  
第 5 号議案につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

－ 第 5 号議案 採決 －

はい、賛成多数とみなします。採決、可決されました。  
続きまして、第 6 号議案に移りたいと思います。執行部からご説明をお願いします。

**【支部長】**

支部長の久保です。先ほどの第 5 号と関連してくるんですが、前執行部が本会役員等候補者について選挙を行いました。副会長は、選挙を行っておりましたが、松山支部から 3 名選出するところを、理事会で候補者を推薦させてもらうというやり方を改めまして、全て選挙という方法にさせていただきました。それに基づいて、改正をさせてもらったわけです。

先ほどの門田会員のご意見と同じ部分が出てくるんですけども、これは、今この改正案を通してもらいたいからと言っているのではなくて、これが通らなかつたとしても、この事務所・自宅を訪問してはならないという規定自体はもう既にあつて、存在しているわけなんです。そのために、今ご指摘があつた部分を私たちも理解をして、先ほど言った選管の細則を整備させてもらいたいとは思っております。

**【議長】**

ご意見どうぞ。ございませんでしょうか。  
なければ、第 6 号議案の採決に移りたいと思います。賛成の方、挙手をお願いします。

－ 第 6 号議案 採決 －

はい、賛成多数とみなします。可決されました。  
続きまして、平成 28 年度の基本方針並びに予算につきまして討議に移りたいと思います。  
まず、7 号議案から執行部の説明をお願いします。

**【支部長】**

支部長の久保です。28 年度事業計画（案）基本方針について、これについては、私たちの今年度の私たち理事会で検討した内容ですので、ちょっと読ませていただきます。

－ 第 7 号議案読み上げ（議案書参照） －

以上です。

【議長】

ご意見は、ございますでしょうか。  
続きまして、予算案の趣旨説明をお願いします。

【会計担当理事】

では続けて、平成 28 年度予算案についてご説明をいたします。44 ページをご覧ください。

－ 第 8 号議案読み上げ（議案書参照） －

よろしく願いいたします。

【議長】

説明終わりました。ご意見ございます方、挙手をお願いします。

【岡田和雄会員（以下、岡田会員）】

岡田和雄です。何件か意見をしゃべらせてもらいます。

一点、今回の採決について申し上げます。採決しましたけどね。私も賛成したんですけど、採決の方法について若干問題があるので、内部民主主義という点で、採決するのに執行部が賛成の挙手してましたね。執行部は利害関係人で、採決に参加できないのが普通ですよ。わかりますか。自分が提案して自分が賛成する。こんなことあり得ません。それと委任状ですね。書面採決の分はいいとして、今回のこの会場で賛成票に組み込むのは、これは無理があるんです。どうしてかという、委任状というのは、本人の本当に委任かということが確認できないんです。委任状を発送した際に、詐欺・脅迫・錯誤の存在が疑われるんです。だから入れてはいけないんです。入れるとですね、ここにいる人が全員反対したってどうにもならない数になってるでしょう、既に。そう思いませんか。書面で出した人 90 何人かいるでしょう。今回、ここに来てるのは何人ですか。そういうふうに採決できないんですよ。ここに出席している人は、反対しても反対にならないんです。だから、考えてください。こういうことでやったら、もう民主主義にならないんです。今回はしょうがないですけどね。次回は考えてください。

それとですね、支部規則の第 18 条の特別議決なんですけど、これもみなさん執行部も賛成してましたね。準用規定がありますからね。採決後なんですけど、ちょっと意見を言っております。

それと、予算案なんですけど、懇親会費これは総会の費用なんですけど、今回若干増やしてるようですけども、今年度の懇親会は 3,000 円負担です。懇親会参加者はね、私は前も言ったと思うんですけど、懇親会、定期総会くらいは会費を取らないように。予備費がありますから。どうですか。どれくらい会費取らずにできますかね。10 万くらい多かったらいいんじゃないですか。それを提案します。懇親会の 310,000 円を 410,000 円に修正。そうじゃないとみんな集まらないんですよ。3,000 円取られるというんで。楽しみにしている人がいるんですけど、来れないんですよ。考えてくれますか。以上です。

【支部長】

支部長の久保です。ご意見ありがとうございます。委任状方式ではないので。委任状方式で過去に問題があって、委任状は岡田会員がおっしゃったように個人の意思が反映されていないというご意見も多数あって、議論が本会でも多数ありました。

それで、支部はこういう書面決議ということで、各 1 号議案から 8 号議案まで個別に皆さんにご意見をいただいて、回答していただいて、返していただく方式を取らせてもらいました。なので、みなさんから返ってきた 94 通のうちの有効の 88 通、これが全部賛成ではありません。この分については反対、この分については何も記載されていないから棄権扱いというふうな、数名ですけど、意思を反映していただいています。そういうことで、委任状とは違う扱いだと私は認識しております。

それと、執行部が採決に参加できないというのは、以前から岡田会員も言われてたことはありますけ

ど、ずっと人数には入れて採決をさせてもらっているはずですが。そのまま私たちもやらせてもらっています。

この予算案についてのことですが、この総会の懇親会の費用を取らないようにと言われる案も、一つご意見としてはうかがいます。うかがいますが、交流会の方に支部の支出を設けております。皆さん少しでも、新入会交流会では新入会員さんは費用はなしということで、まだ事業を始めていないから収入も少ない、そういう方にはとにかく来ていただいて、ベテラン会員さんとか皆さんと交流をもっていたきたい。そうすることで、何か新しい仕事が入ったときも、どなたかに電話をして教えてもらうというような足がかりになるんじゃないかと、そういうことで新入会員交流会については新入会員さんは1回は費用はなしというようなことで、そのときに新入会員交流会に参加していただく既存の会員さんについても費用を負担させてもらっています。そういうところで、支部からの支出を予算立てて、皆さんになるべく交流会、それからこういう総会に参加していただきたいという工夫をいろんな方向で模索しております。

以上です。

#### 【岡田会員】

岡田和雄ですが、委任状は廃止してるんですかね。書面決議の書面を委任状にしているんじゃないですか。違うの。そしたら、出席 90 何人いるのは、何人いるんですか。賛成・反対で成立要件にしとるんですかね。いや、これじゃなくて、出欠票が委任状ですから。90 人というのは、どういうことで。もう既に、ここで採決する前に 90 何票あったら決まるんじゃないですかと言ってるんです私は。

#### 【支部長】

支部長の久保です。270 名の会員、皆さんにこの総会は義務ですよと縛ることもできませんが、出てきていただくのが基本です。行政書士の会員として登録した以上は、総会に出席することは、当然前の義務だと私は思っております。だけど、いろんな事情があったり、仕事の関係上来れない方のために、当初委任状という方式をしていたと思います。その委任状は、もう全権委任みたいな白紙委任状的なところがあるので、一つ一つ意見を求めて、議決権行使書にさせてもらいました。これは、株主総会とか、会社法なんかでもそれはやっている方式なので、一つずつの意見、一つずつの個人個人の意見を反映できると思って、そういう方式を今取らせてもらっています。この議決権を行使した人は出席したものとみなすというふうに規定を設けています。現に、今年の議決権行使を送っていただいた中で、支部長委任と答えて賛否を書かない、署名と押印はあるんですけど、賛否のところにも丸をどちらにも書いていらっしやなくて、一文「支部長に委任します。」これは、はずさせてもらっています。そういうふうに、委任状方式は全て廃止させてもらっています。

#### 【岡田会員】

書面決議の処理はわかりますが、それを賛否しているのに、これを書類を送るとき本人が書いたかどうかというのは、わからないでしょう。それを言っているんですよ。

支部長あての票があったと言いますが、それは支部長の名前書いたら、支部長あての総会始まる前にそこに名前書いたらオッケーだと私は言ってますよ。書面決議の賛成・反対を、そこで審議もせずに、審議を聴いたら反対になる人もいるし、賛成になる人もいないじゃないですか。それを言っているんですよ。こういうやり方は、普通の総会ではありませんよ。だって執行部は利害関係人でしょうが。自分が提案して自分が賛成してどうしますか。みんなの意見持っていくのが当たり前なんですよ。

それともう一つ懇親会の増額の件ですが、これはね、新入会員のため云々ではないんですよ。商事会社ではありませんから、他の集まりではないです。全部、一人一人、これはそういうものと考えておりますので。入会したら即権利ができ、脱退したらもう終わるとい、強制加入会ですからね。新入会員に対して云々ではなくて、年に1回の総会を全員のためにやってくれと言ってるんです。40 何人でしょう、出席が。どう思いますか。無料だったら行きますよ。3,000 円だったら、家族の食事が結構いいものが食べられます。新入会員のためにやるんだったら、新入会員に出してもらったらいじゃないですか。

会員全員のための方策を考えてください。増やしてください。提案します。

【支部長】

支部長の久保です。新入会員のことだけを言っているのではなくて、交流会を何回かして、交流会にいっぱい出て来ていただきたい。その交流会に出て来ていただく方へも補助をさせていただきたい。総会だけではないんです。だから、たくさんの方と交流をもつていただきたいから、そういうふうにします。じゃあ、皆さん来るよと言ったら、270名の負担は到底できるものじゃありません。以上です。

【岡田会員】

なんで負担ができないんですか。会費一人一人取りよるでしょうが。来たい者は全部来なさいと、そういうふうにしないと、この会は発展しないんですよ。いろいろ会を主催しているからいいというものじゃなくて。

どっち向いてるんぞ。どっち向いて聞いてるんぞ。支部長。どっち向いて話しよるか。

【支部長】

はい。

【岡田会員】

気を付けろ。馬鹿にしよるんか、お前は。

【議長】

怒鳴らないでください。紳士的に。

【岡田会員】

けどね、そういうふうなわがままなことを言っていたらいけないと私は言ってるんですよ。提案者が賛成してどうするんですか。もう言いませんけどね。

【支部長】

支部長の久保です。ご意見はご意見としてうかがいますが、270名にここの懇親会の会費をすべて払うと支部の予算は成り立ちません。申し訳ありません。半額を占めてしまいます。そうすると、支部の事業は全然成り立たなくなります。出てくる方だけと想定して、想定ができないんです。全体で300万弱の予算で、160万近い総会の懇親会費用ということはあり得ないと思います。

【議長】

はい、後ございませんでしょうか。

【門田会員】

門田です。これは、提案ではなくてお願いみたいなことなんですが、無料相談会の運営についてなんですが、去年の実績を見ますと、東温市で14件、伊予市で12件、松前町で3件ですね。どういう方法が正しいかどうかというのはわかりません。ただ、当初私がこの無料相談会を立ち上げましたので、その経験から申し上げますと、まず、東温市との信頼関係を構築するために何をしたらかと言いますと、相談案件があろうがなかろうが、その時間その日に、必ず2名を張付けますという約束のもとで発足しました。そのおかげかどうかわかりませんが、社会福祉協議会とは非常に深い信頼関係が構築されたものと、私は認識しております。私が退いた後、予約制度になりましたけれども、予約制度がいいか悪いかという問題が、今後大きな課題になってきようかと思えます。と申し上げますのは、東温市でしていたときに、当然相談案件がない日があります。その日はどうしていたかと申しますと、社会福祉協議会の理事長と雑談をしたり、いろんな時間のつぶし方をしました。これが、また一つの方法として役に立ったのではなかろうかと思えます。それで、この東温市の年間14件というのは、当初から言えば半分

以下の件数になっています。これは、どういう形でそういうふうになってきているかは、要因がわかりませんが、いわゆる行政書士という名前を知っていただくということをどういうふうに持っていかということですね。

例えば、松前町の今でも正面玄関の左側でやっていますか。例えばですね、松前町で年間 3 件で、3 遍しかあそこ行っていませんね。松前町の役場の玄関入ったところの左側の階段の下になるわけなんですけど、ここに例えば行政書士の看板なり案内看板、あるいはパネル等を月に 1 回、それが来庁する人の目に入ることが、どれだけすごいことかということを考え直していただきたいんです。

宣伝するということは、金出して宣伝することも大事なんですけど、こういう公共機関の施設を利用してですね、自然と目に入って来るということが、どれだけ行政書士という役職・役務にプラスになるということを考え直していただきたいんです。宣伝するということは、こちらから金出して宣伝するということもありますけれども、行政機関の施設を利用して目につくような行政書士の看板を掲げて 1 日来庁していただく何千人の方に目に入れていただくということが、どれだけ大事なことかということをご検討していただいて、今後の参考にしていただけたらと思います。

**【議長】**

その他ございませんでしょうか。なければ、採決に移りたいと思います。

まず、7 号議案ですけれども、賛成の方挙手をお願いします。

－ 第 7 号議案 採決 －

賛成多数とみなしまして、承認・可決されました。

続きまして、第 8 号議案予算案ですね。これについて、賛成の方挙手をお願いします。

－ 第 8 号議案 採決 －

賛成多数とみなします。可決されました。どうもありがとうございました。

以上を持ちまして、全ての議題を終了させていただきます。私の不慣れな点で、大変お見苦しいところが多々ございましたことをお詫び申し上げまして、無事に総会を終了することができました。本当にありがとうございました。

－ 一同拍手 －

**【司会】**

田村会員、ありがとうございました。

もう一度、拍手をお願いします。

－ 一同拍手 －

**【司会】**

それでは、閉会の言葉を福岡副支部長、よろしくをお願いします。

**【福岡副支部長】**

それでは、以上で平成 28 年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会を終了いたします。

－ 一同拍手 －



【司会】

これにて、平成 28 年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会を閉会します。

以上で議案の審議を終了し、16 時 40 分に議事を終了した。

上記の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議長及び議事録署名人は、下記に署名押印する。

平成28年 5月13日

平成28年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会

議 長 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)